

建設型応急住宅入居(空き住戸有効活用入居)申込書

輪島市長

1 入居希望者

ふりがな					性別	生年月日	
氏 名						昭和 平成	年 月 日
住 所	〒						
電話番号					(緊急連絡先)		
同居しようとする者	氏名	性別	続柄	生年月日	年齢	勤務先又は事務所	
				. .			
				. .			
				. .			
				. .			
				. .			
建設型応急住宅を使用する理由		条例第 3 条(3 号ア)に該当…裏面入居資格者参照 (詳細)					

2 入居希望住宅

住宅団地名	間取り	入居希望期間
団地	☒ 1K(DK)	年 月 日～ 年 月 日
	☐ 2K(DK)	
	☐ 3K	

・間取りは、原則入居人数によって決まります(～2 人：1K(DK)、3～4 人：2K(DK)、5 人～：3K)。

必要に応じて入居資格を有することを証する書類を添付してください。

入居資格者

(輪島市建設型応急住宅の空き住戸の有効活用に関する条例第3条)

- (1) 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨による災害からの復旧復興のため地方自治法第252条の17の規定に基づき、他の地方公共団体から市に派遣された職員
- (2) 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨による災害からの復旧復興のためのボランティア活動を主として取り組むこととしている者で、次に掲げるボランティア団体に属するもの
 - ・災害対策基本法に基づく内閣総理大臣の登録を受けた被災者援護協力団体
 - ・特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)の正会員団体
- (3) 現に住宅に困窮している者であって、次に掲げるもの
 - ア 市内の事業所に勤務する医療、看護又は介護従事者
 - イ 住民基本台帳法による市の住民基本台帳に記録されていた者であって、市民であった当時居住していた住宅が令和6年能登半島地震又は令和6年奥能登豪雨により被災し失ったもののうち、次の要件のいずれかに該当する者
 - (ア) その者又はその者と同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)のいずれかの者が市内で就業し、又はその予定であること。
 - (イ) 市内で定住(住宅を新築若しくは購入し、又は民間賃貸住宅を借り上げて定住することをいう。)を予定していること。
 - ウ 次に掲げる条件を具備するIターン者
 - ・出産、転勤その他の事由により、一時的に住民登録をする者、公務員、老人福祉施設等の福祉施設への入所を目的として住民登録をする者、市に隣接している自治体(珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町)から市内に住民登録を行った者でないこと。
 - ・市内に住民登録を行った日から起算して3年以内の者であること。
 - ・その者又は同居者のいずれかが市内で就業又は就農していること(予定を含む。))。
- (4) 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨による土地区画整理事業等の復興関連事業により、現在居住している住宅から一時的な転居を必要とする者
- (5) その他前各号に準ずる特別の事情がある者